

令和6年度CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
のうちCLT・LVL等の利用拡大のための環境整備

持続可能な木材供給・利用の環境整備

<概要版>

令和7(2025)年3月

林 野 庁



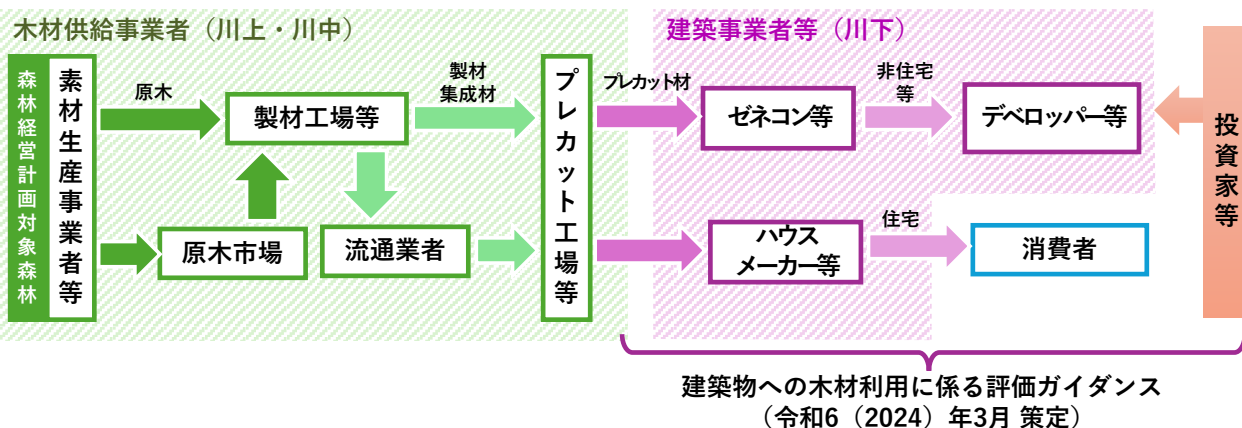
1-1. 事業の概要



- 持続可能な社会の実現に向けた近年の世界的な動向も踏まえ、建築分野では、利用する木材について、森林の生物多様性保全等の観点も含めて持続可能性に幅広く配慮することが求められている。
 - 林野庁は、川下(建築事業者、不動産事業者、施主)が投資家や金融機関に対して、建築物への木材利用の効果を訴求しやすくなるように、「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」(R6.3)を策定。持続可能な資源の利用も評価分野の一つ。
- 本事業では、過年度の評価ガイドンスを踏まえながら、持続可能性に配慮した木材供給に向けて、**木材供給事業者が建築事業者等からの要求に対応する上での課題の整理や対応策の検討等を実施した。**

木材供給事業者(川上・川中)が建築事業者等からの要求に応じて行う、持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討にあたって、川上・川中・川下のサプライチェーンにおける情報伝達を整理する必要がある。

このとき、「どのような情報」を「どのように伝達」していくのかが重要となるが、我が国の木材流通構造が複雑多岐に渡っていることを踏まえ、以下に示す「持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討等の2つの視点」に留意し、学識経験者等で構成する検討委員会において持続可能性に配慮した木材供給のあり方について検討を行った。



生物多様性保全の観点も含め持続可能性に幅広く配慮した木材(国産材)の供給のための環境整備が必要

⇒令和6(2024)年度から課題の整理や対応策の検討に着手する。

持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討等の2つの視点

- ① 持続可能性に配慮した木材供給の際に木材供給事業者(川上・川中)が求められる取組の水準
- ② 木材供給事業者(川上・川中)が上記の水準を満たしていることを確認し、かつ、その情報を建築事業者等(川下)まで伝達する方法



1-2. 事業の概要



- 本事業では、過年度の評価ガイダンスを踏まえながら、持続可能性に配慮した木材供給に向けて、**木材供給事業者が建築事業者等からの要求に対応する上での課題の整理や対応策の検討等を実施した。**

実施内容

持続可能性に配慮した木材供給に向けた検討にあたっては、検討を行うための情報収集（現況調査）を実施した。

現況調査について、主に「**持続可能性に配慮した木材の考え方**」、「**持続可能性に配慮した木材の情報伝達のあり方**」を念頭に置きながら、文献調査等および聞き取り調査（事例調査・ヒアリング）を行った。



最終的に、検討委員会の委員からの意見等や調査結果をもとに、**持続可能性に配慮した木材の課題と対応方向**を整理した。

これは**次年度以降に作成を目指すガイダンスの構成要素になることを念頭に**置いている。

検討委員会 委員（◎は座長）

分野・氏名		所属
学識経験者	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長(木材利用動向分析担当)
	立花 敏 ◎	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授
金融	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第2部 主任研究員
川上	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長(株式会社佐久 専務取締役)
	田島 大輔	田島山業株式会社 取締役
	早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長
川中	佐川 和佳子	協和木材株式会社 専務取締役
	鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長
	本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長
川下	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長
	大池 一城	大成建設株式会社 サステナビリティ経営推進本部 環境経営推進部 環境経営推進室長
	西岡 敏郎	一般財団法人日本不動産研究所 研究部 上席主幹

注1:オブザーバーとして、国土交通省 住宅局住宅生産課および不動産・建設経済局不動産市場整備課も参加した。

注2:敬称略。分野別順かつ五十音順に示す。



2. 調査概要



- 聞き取り調査を実施するため、関連する制度等の動向や取組事例について文献調査等を実施し、その結果を第1回検討委員会に諮って、調査対象先を選定した。
- 選定された聞き取り調査対象は、持続可能性に配慮した木材供給・利用を行う事業者等(川上(森林経営)・川中(木材加工・流通)・川下(建築)の3区分)とし、現在の事業等の取組状況を聞き取った。
 - 上記以外に、評価機関等として持続可能性に係る評価を行う事業者や、生物多様性に係る情報開示や枠組みの構築を行う事業者についても調査対象とした。
- 聞き取り調査結果から、持続可能性に配慮した木材供給・利用を行う事業者の現場実態や事業の取組の例として事例を整理するとともに、課題と対応方向の検討材料とした。

事例調査

川上(森林経営)3件、川中(木材加工・流通)1件、川下(建築)4件、評価機関等2件について、右記のテーマで聞き取り調査等を行い、事例として整理した。

なお、川上1件(事例4)および評価機関等の2件(事例10・11)は文献調査等の結果である。

【川上(森林経営)】持続可能な木材(丸太)の供給を求められた場合

- (事例1) 南三陸森林管理協議会
- (事例2) 登米町森林組合(登米市森林管理協議会)
- (事例3) 田島山業株式会社
- (事例4) 佐伯広域森林組合

【川中(木材加工・流通)】持続可能性が担保された木材・木材製品の調達・供給する場合

- (事例5) ノースジャパン素材流通協同組合

【川下(建築)】国内の建築物に持続可能性が担保された部材を調達する場合

- (事例6) 住友林業株式会社
- (事例7) 株式会社竹中工務店
- (事例8) 大成建設株式会社
- (事例9) 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社

【評価機関等】持続可能性や生物多様性に関する取組

- (事例10) 一般社団法人CDP Worldwide-Japan
- (事例11) TNFDコンサルティンググループ・ジャパン



3-1. 持続可能性に配慮した木材に関する課題と対応方向



- 本事業の検討委員会委員からの意見等および調査結果から、過年度の評価ガイダンス(R6.3)も踏まえ、木材供給事業者(川上・川中)が建築事業者等(川下)からの要求に応じて行う持続可能性に配慮した木材供給・利用にあたっての課題と対応方向を整理した。

課題と対応方向

	課題	対応方向
(1) 全般的な事項	ガイダンスの役割	- 川上/川中/川下で共通認識を持った上で持続可能性に配慮した木材の利用を促進するものとして整理(「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」の別冊とすることも想定) - 森林組合、林業事業者等の森林管理の担い手、木材の流通・加工事業者、建築事業者等、建築物への木材利用のサプライチェーン上にある関係者が使用するものとして分かりやすく整理
(2) 情報の種類等	持続可能性に配慮した木材の要素	本事業の対象は建築物において利用される木材であり、「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」(R6.3)において整理された要素に加え、生物多様性の保全に配慮した森林施業など最近の動向への対応を整理
	合法性の確認等既存の仕組みに加えて川上の事業者等が独自に行う、生物多様性保全等の取組に関して求められる情報の取扱い	川下事業者と連携して行う取組も含め川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱いについて、事例を基に情報の内容を整理
	国際的な枠組みへの対応	国際的な枠組における林業分野で必要な情報の内容を日本の森林及び関係者の特徴を踏まえて整理
(3) 情報の確認・伝達	事業者の実情を踏まえた情報の伝達方法	情報の種類に応じた伝達方法を整理
(4) 関係者の役割	持続可能性への配慮に関する情報の利用者や情報の伝達に関わる者等について、求められる役割	川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定されることから、役割の整理に向けた着眼点を更に整理



3-2. 持続可能性に配慮した木材に関する情報の種類等



□ これまでの調査において、以下の事例を把握。

① 合法性が確認でき、かつ更新の担保が確認されること(木材利用評価ガイドンス)。

またその情報が利用者まで提供されること(伝達される情報の詳細度は利用者のニーズによる。)

- 合法性確認(森林経営計画等)を徹底、要望に応じて合法性証明書類、位置図を川下に提供(ノースジャパン素材流通協同組合)
- 合法性等が自社の水準に合致することを、調達先となる工場単位で確認(住友林業)

② 持続可能性に関する追加的な取組に関する情報

- 再造林率100%を目指すことを宣言し、これを評価する川下企業や行政と木材利用促進協定を締結して発信(佐伯広域森林組合)
- 森林認証+生物多様性保全に係るモニタリング調査結果等の独自の取組を発信(田島山業)
- 森林認証+TNFD対応の検討、イヌワシ生育環境の再生など生物多様性保全に係る独自の取組を発信(南三陸森林管理協議会)

□ クリーンウッド法をはじめ既存の制度への確実な対応に加え、事業者が独自の取組や国際的な枠組み(TNFD等)への対応を追加的に実施することを想定し、以下のとおり区分。

「持続可能性に配慮した木材」に係る情報の種類のイメージ

	既存の制度等への対応に係るもの	独自の取組に係るもの	国際的な枠組への対応に係るもの
特徴	• 制度を起点として幅広く対応可能	• 個別の事業者が独自に対応	• トップランナーの事業者が先行して対応
情報の内容	• 合法性が確認※でき、かつ更新の担保が確認できるもの(「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」にて整理済)	• 経営体としての独自の取組・宣言(森林認証の取得、再造林率、生物多様性に係る宣言等)	• 国際的な枠組(TNFD、CDP、EUDR他)への対応に係る情報
留意点	• 評価ガイドンスの作成後にまとめられた生物多様性の保全に配慮した森林施業の取扱いが反映されていない	• 川上は持続可能性の証明のための情報を模索しているが、川下が求める情報が分からない	• 国際的な枠組が検討途上であり、日本の特徴に応じて必要な情報が不明確

※:「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づく証明書もクリーンウッド法の合法性確認に利用可能。

今後は、持続可能性に配慮した木材の要素、川上事業者の独自の取組に係る情報の取扱い、国際的な枠組みへの対応等について更に整理。



3-3. 持続可能性に配慮した木材に関する情報の確認・伝達



□ これまでの調査において、以下の事例を把握。

① 情報の連鎖により伝達（オープンな流通・情報伝達）

- ・ クリーンウッド法に基づく合法性確認の徹底、詳細な情報は供給先からの要望に応じて提供（ノースジャパン素材流通協同組合）

② 情報を相対で伝達（メンバーシップ内でのクローズドな流通・情報伝達）

- ・ 製品単位の情報サプライチェーン関係者が同時に情報共有することが可能なプラットフォームの構築（伊佐ホームズ）
- ・ 自社で調達先となる工場を確認・選別し独自のサプライチェーンを構築（住友林業、竹中工務店）
- ・ 森林認証におけるCoC認証（登米町森林組合）

③ 林業経営体の取組を発信

- ・ 木材流通はCoC認証の元で行うが、独自の取組の発信により施主と直接連携（登米町森林組合、南三陸森林管理協議会）
- ・ 木材利用促進協定を活用し、再造林を促進する川下の取組とセットで発信（佐伯広域森林組合）

今後は、事業者の実情を踏まえ、情報の種類に応じた伝達方法を整理。



3-4. 関係者の役割



□ これまでの調査において、以下の事例を把握。

- ・ プラットフォームを通じて施工者から山元・製材所に直接支払うことで山元への還流と関係者の信頼向上を達成(伊佐ホームズ)
- ・ 木材利用促進協定を活用し、再造林にかかるコストを含めた価格をサプライチェーンの関係者間で設定(佐伯広域森林組合)
- ・ 独自の取組に共感する施主に直接販売(材工分離)(登米町森林組合)

□ 川下・川中を含む関係者の役割には、様々なパターンが想定。

関係者の役割のイメージ

	川上(森林経営)	川中(木材加工・流通)	川下(建築事業者等)
特徴	・ 持続可能性への配慮の実施主体	・ 持続可能性に配慮した木材(原木)の調達・加工・出荷 ・ デュー・デリジェンスの実施 ・ 情報の収集と管理 等	・ 持続可能性に配慮した木材の調達・利用(調達や利用方針の策定) ・ 川上から川下までの連携体制の構築 ・ 情報開示と報告 等

□ さらに、持続的な森林経営に係る我が国の既存の制度(森林経営計画等)が企業評価でも活用されるよう、川上から川下までの徹底した取組と、対外的な情報発信も重要。

今後は、役割の整理に向けた着眼点を更に整理。